紀の川市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

平成２９年３月３１日

告示第４６号

（目的）

第１条　この告示は、地域防犯のために必要な箇所に防犯カメラを設置する自治区に対しその設置費用を補助することにより、安全・安心なまちづくりを推進し、市民の安全確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、「防犯カメラ」とは、犯罪等の防止を目的として、主に道路等公共の場所を中心に写すよう固定して設置された映像撮影装置で、不特定多数の人等が通行する場所の映像を記録する機能を有するものをいう。

（補助金交付対象者等）

第３条　この告示の補助金交付対象となる自治区は、次に掲げる全ての要件を満たすものとし、当該自治区の長が補助金の申請及び請求を行うものとする。

（１）防犯カメラの撮影対象区域内の地域の合意が形成されていること。

（２）防犯カメラの設置場所の使用に関する権原を有し、又は有する見込みがあること。

（３）防犯カメラの設置場所に係る地域住民の意見及び要望を集約した上で、当該地域を管轄する警察署の助言を受けていること。

（補助金対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）は、防犯カメラの設置等に必要な費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

（１）維持又は管理に要する費用

（２）地代及び占用料

（３）防犯カメラの操作指導料

（４）既存の設備の撤去に要する費用

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が補助金対象経費として不適当と認めるもの

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、防犯カメラ１台の設置に要する補助金対象経費の２分の１の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１０万円を限度とする。ただし、同一年度における補助金の交付の対象となる防犯カメラの台数は、１自治区当たり２台以内とする。

２　この告示による補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

（補助金の交付申請）

第６条　自治区の長は、前条第１項に規定する補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて紀の川市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（１）住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれる住民等の同意書の写し

（２）第３条第３号に規定する警察署の助言を受けたことの報告書

（３）防犯カメラ及び看板等（第８条に規定する看板等をいう。）の設置予定箇所の位置図及び現況写真

（４）防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真

（５）防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し

（６）防犯カメラのカタログ等

（７）次に掲げる内容を記載した当該防犯カメラの管理運用規程

ア　防犯カメラの設置目的

イ　防犯カメラの設置者及び管理責任者

ウ　防犯カメラの設置場所及び台数

エ　防犯カメラの取扱者の制限

オ　撮影された映像の保存方法、保存期間及び消去の方法

カ　撮影された映像の利用及び提供の制限

（８）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、紀の川市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について、条件を付することができる。

２　市長は、交付金を交付すべきでないと決定したときは、紀の川市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（看板等の設置）

第８条　前条第１項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、防犯カメラの設置場所の見やすい位置に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を記載した看板等を設置しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　第６条の規定による補助金の交付を申請した者は、当該申請を取下げようとするときは、遅滞なく紀の川市防犯カメラ設置費補助金交付申請取下書（様式第４号）を、市長に提出しなければならない。

（変更交付の申請）

第１０条　補助決定者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えて、紀の川市防犯カメラ設置費補助金事業計画変更届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、紀の川市防犯カメラ設置費補助金変更決定通知書（様式第６号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、指定された期日までに、紀の川市防犯カメラ設置費補助金事業完了報告書（様式第７号）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（１）防犯カメラ設置に係る契約書又は請書

（２）防犯カメラ設置に係る仕様書及び設置図面

（３）防犯カメラ設置に係る工事完了届又は納品書

（４）防犯カメラの購入及びその他設置に要した費用に係る領収書又はこれに相当する書類

（５）第８条に規定する看板等も含めた防犯カメラ設置後の現況写真

（６）設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、紀の川市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第８号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１３条　補助決定者は、前条の通知を受けたときは、市長が指定する期日までに、紀の川市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第１４条　市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第１５条　市長は、第１１条の規定による実績報告の審査又は調査の結果、補助事業の内容が、これに付した条件に適合しないと認めたときは、自治区に対して、必要な措置を講ずるよう命じることができる。

（交付決定の取消し等）

第１６条　市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（２）補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（３）その他この告示に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産の管理及び処分）

第１７条　当該事業において防犯カメラを設置した自治区は、善良な管理者の注意をもって管理及び運用をしなければならない。

２　補助金の対象となった防犯カメラは、設置後３年間は移設又は撤去をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

３　自治区の長は、前項に定める期間を経過する前又は経過後に、補助金の対象となった防犯カメラを移設し、又は撤去しようとするときは、紀の川市防犯カメラ設置場所変更（撤去）承認申請書（様式第１０号）により市長に申請しなければならない。

４　市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、防犯カメラ設置場所変更（撤去）承諾書（様式第１１号）を当該自治区の長に通知するものとする。

（台帳の整備）

第１８条　市長は、補助金の支給等の状況を明確にするため、防犯カメラ設置費補助台帳（様式第１２号）を整備するものとする。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。